

地域における居住支援の 現状等について

1. 入所施設から地域生活への移行状況等

基本指針（抄）

- 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抄）

この指針は、法等を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成二十六年末の数値目標を設定するとともに、平成二十四年度から平成二十六年末までの第三期障害福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

3 グループホーム等への充実及び入所等から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）及びケアホーム（共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行を進める。

第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標(抄)

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点において福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十六年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。

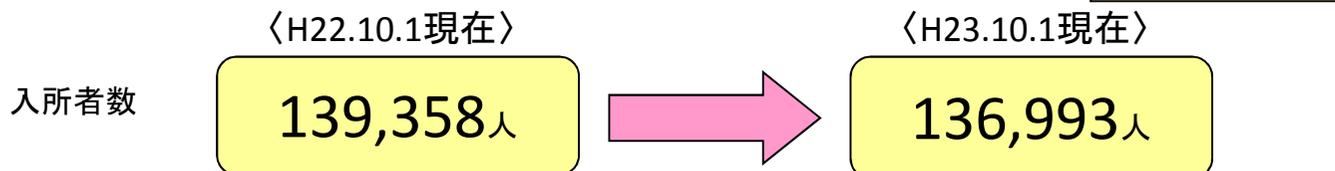
当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成二十六年度末の施設入所者数を平成十七年十月一日時点の施設入所者数から一割以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

施設入所者の地域生活への移行に関する状況①

1 入所者の推移

※ 1については、2,668施設からの回答を集計(回収率100%)。
2以降については、被災地域の一部の施設を除く、2,658施設からの回答を集計(回収率99.6%)。



▲1.7% (▲2,365人) ※

- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
 - (2) 身体障害者入所授産施設
 - (3) 知的障害者入所更生施設
 - (4) 知的障害者入所授産施設
 - (5) 精神障害者入所授産施設
 - (6) 身体障害者入所更生施設
 - (7) 精神障害者生活訓練施設
 - (8) 障害者支援施設

※ 回収率が異なるため、2の(1)の退所者数の合計と新規入所者数の差とは合致しない。

2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設(障害)	他入所施設(老人)	地域移行型ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
4,836人 (47.5%)	1,068人 (10.5%)	463人 (4.5%)	42人 (0.4%)	1,443人 (14.2%)	1,990人 (19.5%)	339人 (3.3%)	10,181人	7,803人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2) 地域生活への移行状況 〈H22.10.1→H23.10.1〉

地域生活へ移行した者

4,836人

3.5% (H22.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭復帰	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
1,863人 (38.5%)	617人 (12.8%)	95人 (2.0%)	28人 (0.6%)	1,487人 (30.7%)	606人 (12.5%)	64人 (1.3%)	76人 (1.6%)

施設入所者の地域生活への移行に関する状況②

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支 援A型	就労継続支 援B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
1,215人 (25.1%)	47人 (1.0%)	106人 (2.2%)	217人 (4.5%)	68人 (1.4%)	1,026人 (21.2%)	104人 (2.2%)	63人 (1.3%)
地域活動支 援センター	一般就労	学校	精神科 デイケア等	通所介護 (介護保険)	その他の活 動	未定	不明
115人 (2.4%)	362人 (7.5%)	42人 (0.9%)	435人 (9.0%)	148人 (3.1%)	163人 (3.4%)	502人 (10.4%)	223人 (4.6%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1) 新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
3,027人 (38.8%)	1,507人 (19.3%)	124人 (1.6%)	28人 (0.4%)	2,604人 (33.4%)	513人 (6.6%)	7,803人

(2) 地域生活の内訳

共同生活介 護	共同生活援 助	福祉ホーム	通勤寮(旧 法)	家庭	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
211人 (7.0%)	102人 (3.4%)	20人 (0.7%)	19人 (0.6%)	2,453人 (81.0%)	134人 (4.4%)	20人 (0.7%)	68人 (2.2%)

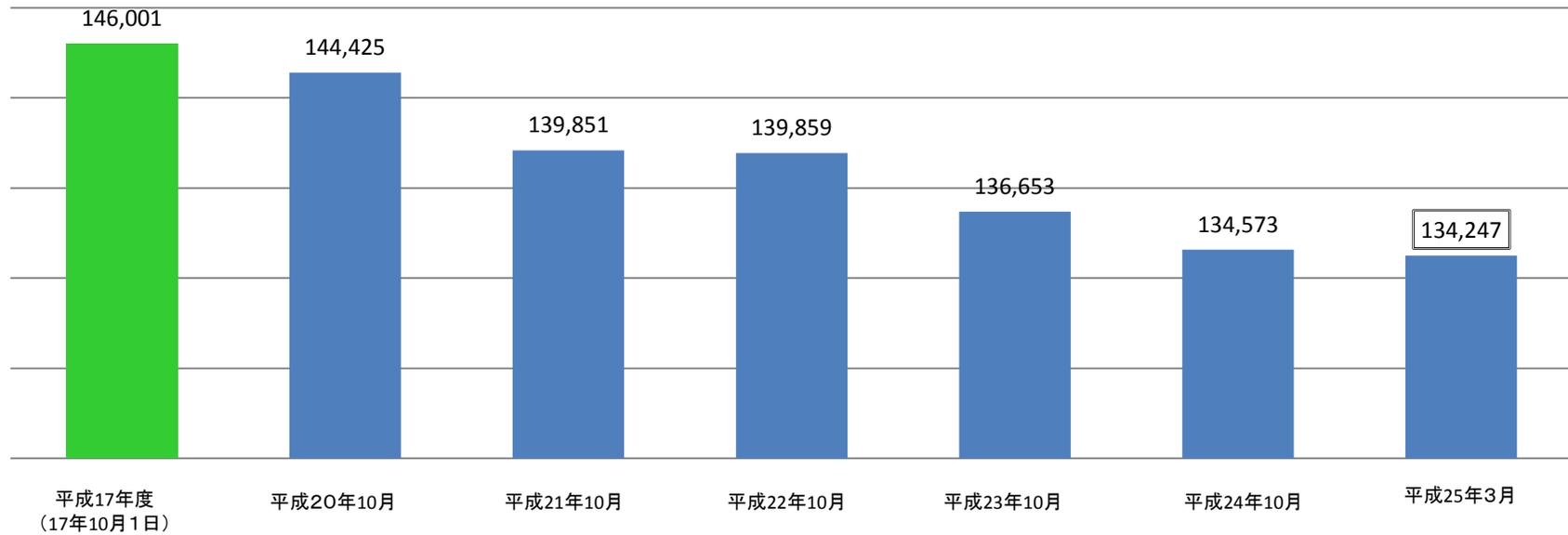
施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

○施設入所者数の推移

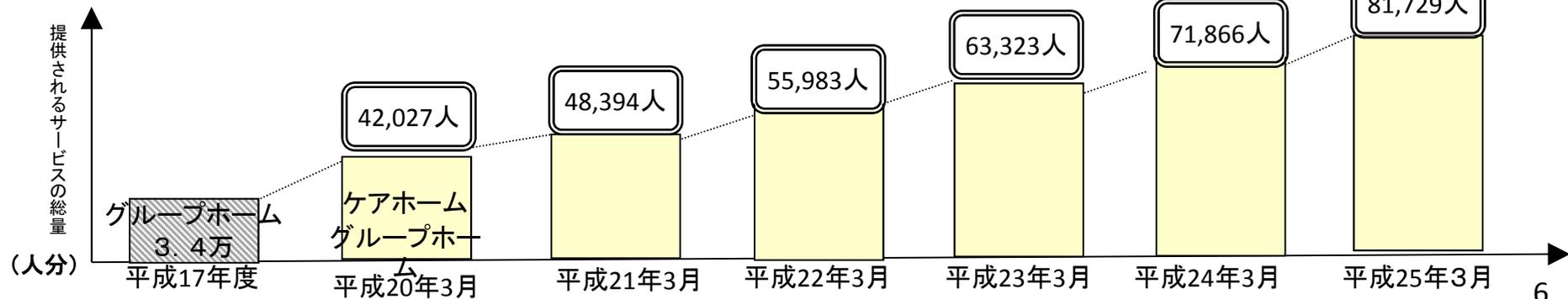
出典：国保連データ速報値等

入所者数(人)



○ケアホーム・グループホーム利用者の推移

出典：国保連データ速報値等



2. 地域移行・地域生活を支える体制の概要

障害者の地域移行・地域生活を支援する事業の変遷

		支援内容	H18	H21	H22	H23	H24	H25	
地域生活支援事業	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) 【H18～】	①入居支援(家族同居者等への個別支援)	●					→	
		②入居支援(入所施設、精神科病院の入所・入院者への個別支援)	●					→	
		③24時間支援	●					→	
	地域移行のための安心生活支援事業 【H23～】	①常時の連絡体制と緊急時の支援					●	→	個別給付化(地域移行支援・地域定着支援)経過措置あり(※)
		②緊急一時的な宿泊(居室の確保料以外)					●	→	
③1人暮らしの体験宿泊(")						●	→		
④②・③の居室の確保料						●	→		
⑤地域の体制整備のためのコーディネート						●	→		
個別給付	地域移行支援 【H24～】	(対象者) ・入所施設、精神科病院の入所・入院者 (サービス内容) ・地域移行に向けた相談、同行による支援 ・1人暮らしの体験宿泊 ・障害福祉サービス事業(日中活動系)の体験利用 ・入居支援					●	→	
	地域定着支援 【H24～】	(対象者) ・居宅で単身で生活する障害者又は同居する家族等による緊急時の支援が見込まれない者 (サービス内容) ・常時の連絡体制の確保 ・緊急時の支援(緊急一時的な宿泊を含む)					●	→	
基金	障害者を地域で支える体制づくりモデル事業 【H21～H24】	①拠点のコーディネータ配置 ②24時間のサポート体制づくり 等		●	●			→	

モデル事業の一般事業化

※ 地域相談支援の提供体制が十分でない場合は体制整備されるまで補助対象

地域移行支援・地域定着支援と地域生活支援事業費補助金等との整理

【平成23年度】

【平成24年度以降】

地域生活支援事業(補助金)

【1 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)】

- ① 入居支援(家族同居者等への個別支援)
- ② 入居支援(障害者入所施設・精神科病院入院者への個別支援)
- ③ 24時間支援

【2 地域移行のための安心生活支援事業】 (H23~)

- ① 常時の連絡体制と緊急時の支援
- ② 緊急一時的な宿泊(居室の確保料以外分)
- ③ 一人暮らしの体験宿泊(同上)
- ④ ②・③の居室の確保料
- ⑤ 地域の体制整備のためのコーディネート

地域生活支援事業(補助金)

- 入居支援(家族と同居する者等の個別支援、個別支援以外の各種取組)
- 緊急一時的な宿泊・体験宿泊の居室の確保料
- 地域の体制整備のためのコーディネート

※ 1・2の上記以外の事業は、法施行時のために地域相談支援の提供体制が十分でない場合は体制整備されるまで補助対象。

自立支援給付費負担金(個別給付)

【地域移行支援】

- 対象者 入所施設及び精神科病院入院者
- サービス内容
 - ・地域移行に向けた相談、同行による支援
 - ・一人暮らしの体験宿泊
 - ・障害福祉サービス事業(日中活動系)の体験利用
 - ・入居支援

【地域定着支援】

- 対象者
 - 居宅で単身で生活する障害者又は同居する家族等による緊急時の支援が見込まれない者
- サービス内容
 - ・常時の連絡体制の確保
 - ・緊急時の支援(緊急一時的な宿泊を含む)

基金事業

【3 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】 (H21~)

- ① 拠点のコーディネーター配置
- ② 24時間のサポート体制づくり 等



基金事業(平成24年度で終了)

【障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】

- ① 拠点のコーディネーター配置
- ② 24時間のサポート体制づくり 等